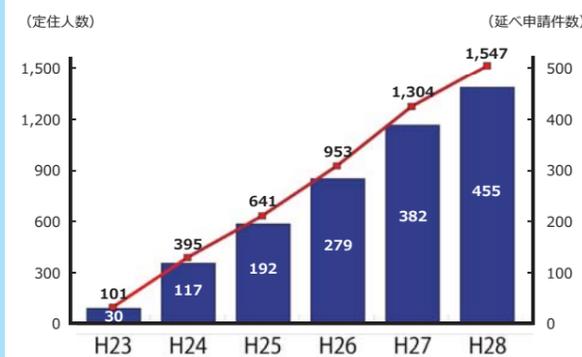


定住へつなげる取り組みの現状について

市では、「第2次21世紀矢板市総合計画」の目標人口を達成するため、市内に住居を求める方に対して、補助金を交付しています。この補助金は、若い世代を中心とする東京圏への人口流出に歯止めをかけるとともに、本市出身者に対して地元「矢板」への還流を促す目的と、子育て世代等の若い世代に対して住宅取得の経済的支援を行うことで、本市へ定住促進を図ることを目的に実施しています。

平成23年10月から制度を開始し、平成28年度末までに、延べ申請件数455件、1,547人の方が、この「矢板市『暮らし』のびのび定住促進補助制度」を活用し、市内に定住しました。

この制度は、中古物件を取得する際にも活用できることから、今年6月から始まった「空き家バンク制度」との相乗効果により、今まで以上の定住促進効果が図れるものと考えています。



【グラフのみかた】

「矢板市『暮らし』のびのび定住促進補助制度」が始まった、平成23～28年度までの延べ申請件数と、制度を活用し本市に定住した延べ人数を表しています。

「マイホーム」の取得を応援します！

「矢板市『暮らし』のびのび定住促進補助制度」の概要

市内に新たに住居を求める方に対して、補助金を交付しています。

補助金額／

基本補助 (①～④のいずれか)	
①住宅新築 + 用地購入 ※住宅新築とは、工事完了日より1年以内の住宅で、まだ人が移住したことがないものです。	50万円
②住宅新築のみ	40万円
③中古住宅購入 + 用地購入	30万円
④中古住宅購入のみ	20万円

+

条件による加算 (該当する場合に加算されます)	
⑤18歳以下の生計を共にする子どもがいる場合、子ども1人につき	5万円
⑥市内の建築業者を利用した新築の場合	5万円



補助対象者／

- 次のすべてに当てはまる方
- ①新たに矢板市内に住宅を取得し、その住宅に住民票を異動し、実際にそこに住むこと。
 - ②新たに取得した住宅に2人以上で入居し、5年以上の定住を誓約すること。
 - ③住宅の所有者が、登記簿に記載された権利取得の時点で45歳以下であること。
 - ④新たに取得した住宅に同居する世帯員全員に、市税等の滞納がないこと。
- ※市外から転入する方だけでなく、市内で転居する方も対象となります。ただし、増改築・建て替えなどは、対象になりません。

申請期限／

登記簿に記載された権利取得の日から1年以内

補助対象外／

- ①公共工事に伴う住居の移転
- ②建て替えのための一時的な転居など

その他／

定住促進補助制度は、市が行っている他の補助制度(太陽光発電システム補助、合併処理浄化槽設置補助など)や国・県の補助制度と併用して補助を受けることができる便利な制度です。

詳しくは、市ホームページ(トップページ>組織ですが>都市整備課>暮らし)のびのび定住促進補助金)をご覧ください。

ご近所に「空き家」が増えていませんか？

「空き家」の現状と課題

近年の少子高齢化による人口減少に加え、建物の老朽化やライフスタイルの変化などにより、居住や店舗などの使用がなされていない空き家等が増加しています。

今後、適切に管理されていない空き家等においては、倒壊や外装材等の飛散など安全性の低下、草木の繁茂など公衆衛生の悪化、景観の阻害、防犯等の問題が生じ、

周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れがあります。

このような状況から、国は「空家等対策の推進に関する特別措置法」を施行し、法の下で空き家等対策に取り組むことにしました。本市においても、庁内の関係課と連携し、適切に管理されていない空き家等の対策に取り組んでいます。

「空き家バンク」が始まりました！



市では、市内における空き家の有効活用を通して、空き家の抑制および定住の促進により、地域の活性化に資することを目的として、「空き家バンク制度」を開始しました。これは、空き家に関する物件情報を市のホームページで提供(公開)し、空き家を「売りたい・貸したい」という方と、「買いたい・借りたい」という方との仲介を行う制度です。

契約等の実際の取引は、(公社)栃木県宅地建物取引業協会から派遣された市内宅建業者が行います。

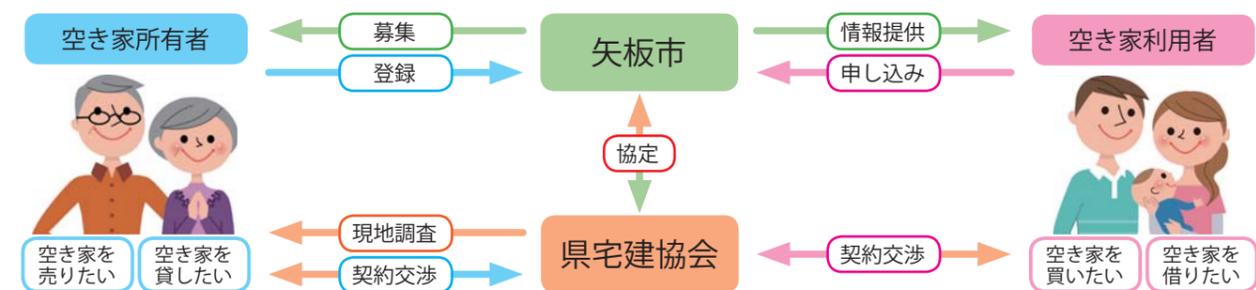
自分にとって不要な空き家でも、必要としている方がいるかもしれません。まずはご相談ください。

また、空き家を利活用したい方、定住などで空き家をお探しの方もぜひご利用ください。

対象／

個人の居住または店舗経営を目的として建築された一戸建ての空き家(近いうちに空き家となる予定の住宅含む)
※ただし、次のものは除きます。

- 賃貸借または分譲を目的として建築されたもの
- 老朽化が著しいものなど



【利用手続き】

●空き家を売りたい・貸したい方

①登録申込

空き家の売却や賃借を希望する所有者は、物件登録に必要な書類を市に提出します。

②物件調査

所有者立ち合いのもと、市・担当宅建業者による事前調査や写真撮影(外観・屋内)を行い、今後の流れや注意事項について説明します。

③物件紹介

市ホームページに掲載し、物件を紹介します。

④交渉・契約

物件を見学したい・買いたい・借りたいなどの問い合わせを受けると、担当宅建業者が所有者に確認の上、業者の仲介により交渉を開始します。

※契約成立時には、仲介手数料が発生します。

●空き家を買いたい・借りたい方

①物件情報の閲覧

市ホームページから物件情報が閲覧できます。

②利用登録

登録物件の見学を希望される方は、利用登録に必要な書類を市に提出します。

③物件見学

担当宅建業者立ち合いの下、希望物件を見学します。

④交渉・契約

見学後、空き家の購入・賃借を希望される方は、担当宅建業者の仲介により交渉を開始します。

※契約成立時には、仲介手数料が発生します。

